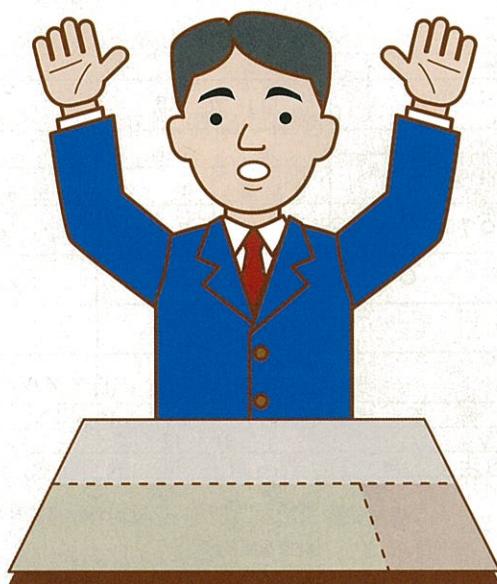


4

注視区域・監視区域とは

次の区域に指定されると、その区域内の土地取引について契約（予約を含みます。）締結前に届出が必要となります。この場合には、土地の利用目的に加えて、予定される取引価格が著しく適正を欠く場合には、取引の中止または変更を勧告することがあります。

【事前届出制】



監視区域の指定状況（平成23年1月31日）			
平成23年1月31日現在、国土利用計画法第2条の6に基づく監視区域の指定を行っている団体は、国土県（市町村）となっております。			
都府県名 (市町村)	市町村名	届出封筒面積 (下記の累積以上)	指定期間
東京都 (市町村)	小笠原村（都市計画区域のみ） (1町村)	500m ²	H22.1.5～ H27.1.4
1都府県 (1市町村)			

*監視区域の範囲

国土利用計画法第2条の6に規定する監視区域を下記のとおり実施する都府県を定めます。

(1) 東京都（小笠原村、御嶽村、利島村、南大東村、北大東村、南鳥島村、北鳥島村、南小笠原村、北小笠原村）

(2) 三重県（桑名市、鈴鹿市、度会郡、伊賀市、津市、多気郡、熊野市、度会郡、伊賀郡、津市、多気郡、度会郡、伊賀郡）

(3) 滋賀県（近江八幡市、栗東市、守山市、米原市、草津市、高島市、甲賀市、湖南市）

(4) 長野県（飯田市、飯田市（内浦法定区画を除く）、上伊那郡、飯田市（三河内町を除く）、上田市、阿智村、饭田市、饭田市（本郷町が市域内に含まれる地域を除く）の市域）

(5) 岐阜県（郡上市、郡上市（内浦法定区画を除く）、小坂町、加茂郡羽根町の市域）

(6) 群馬県（前橋市、伊勢崎市、高崎市、河津町（内浦法定区画を除く）、桐生市及び沼田市の市域）

(7) 茨城県（常総市、鉾田市、土浦市、水戸市）

(8) 千葉県（夷隅郡大多喜町の市域）

(9) 神奈川県（秦野市、厚木市、相模原市、綾瀬市、横浜市、川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市、藤沢市、大磯町、三浦市、逗子市、葉山町、鎌倉市、横須賀市、川崎市、横浜市、川崎市、茅ヶ崎市、藤沢市、大磯町、三浦市、逗子市、葉山町、鎌倉市）

監視区域の指定状況(平成24年7月1日現在)

<http://tochi.mlit.go.jp/plan/shitei.html>

注视区域

注視区域とは、地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、または上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域として、都道府県知事または政令指定都市の長が指定した区域をいいます。

- 事前に届出が必要となる土地取引の規模は、事後届出制と同じです。(2 参照)

監視区域

監視区域とは、地価の急激な上昇またはそのおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域として、都道府県知事または政令指定都市の長が指定した区域をいいます。

- 事前に届出が必要となる土地取引の規模は、都道府県知事または政令指定都市の長が規則で定める面積以上となります。

※現在指定されている監視区域については、ホームページで閲覧ができます。

URL: <http://tochi.mlit.go.jp/>



国土交通省「土地総合情報ライブラリー」